

阿南工業高等専門学校における公的研究費等の取扱いに関する細則

(平成27年 6月30日)

(細 則 第 3 号)

(趣旨)

第1条 阿南工業高等専門学校（以下「本校」という。）における公的研究費等の取扱いについては、独立行政法人国立高等専門学校における公的研究費等の取扱いに関する規則（平成27年機構規則第121号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この細則における用語の定義は、規則第2条に定めるところによる。

(コンプライアンス推進副責任者)

第3条 規則第6条第3項の規定に基づき、コンプライアンス推進責任者が任命するコンプライアンス推進副責任者を次のとおりとする。

コンプライアンス推進副責任者	
一般教養	一般教養主任
機械コース	機械コース主任
電気コース	電気コース主任
情報コース	情報コース主任
建設コース	建設コース主任
化学コース	化学コース主任
地域連携・テクノセンター	地域連携・テクノセンター長
技術部	技術部長
事務部	事務部長

(相談窓口)

第4条 規則第9条第2項の規定に基づき、本校の相談窓口を次のとおりとする。

公的研究費等に係る事務手続に関する事	総務課課長補佐（総務担当）
公的研究費等使用ルールに関する事	総務課課長補佐（財務担当）

附 則

この細則は、平成27年6月30日から施行し、平成27年4月1日から適用する。